

特例入居について

平成27年4月1日より、介護保険法の改正に伴い、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方を対象としています。

ただし、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められた場合、要介護1又は2の方の特例的な施設への入所が認められています。

*特例入居を希望される方は、下記項目にチェックと備考に詳細を記入して下さい

1. 認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる
2. 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる
3. 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である
4. 単身世帯である。同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

備考

<入居希望者>

※特例入所イメージ図

